

第16回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

A R アドバンステクノロジー株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス（法令、定款に加え、社内諸規程及び企業倫理、社会規範の遵守）を経営の最重要課題と位置づけ、経営理念に基づいた内部統制システムの構築とグループ子会社を含めた全体（以下「当社グループ」という。）のコンプライアンス体制の確立に努める。
- ② 当社グループは、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に職務遂行を監督することで、当社グループの取締役が法令及び定款に違反する行為を未然に防止する。
- ③ 当社グループの取締役が他の当社グループの取締役の法令及び定款違反行為を発見したときは、直ちに当社監査役会及び取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループの使用人は、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づき取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理する。
- ② 上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認める場合において閲覧可能とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、当社グループのリスク分析及び対策の実施状況等は、リスク・コンプライアンス委員会においてこれを監視する。
- ② 当社代表取締役に直属する内部監査室は、当社グループにおけるリスク管理体制を監査し、当社代表取締役及び監査役に報告する。また、必要に応じて適宜当社取締役会及び監査役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務権限及び責任を明確にするとともに、取締役会規程に基づき定例の取締役会を毎月一回開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の決定を行うとともに取締役の業務執行状況の管理監督を行う。

- ② 業務運営については、中長期経営計画、各年度予算を策定して、取締役の職責をより明確にし、具体的な目標設定・対策・立案のもと業務遂行を図る。
- ③ 事業運営上の重要な課題について、取締役・執行役員他で構成される執行役員会で十分な検討を行い、経営上の意思決定を迅速に行う。

(5) 当社グループ使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、定款及び社内諸規程・規則等を遵守した行動を取るため、当社グループ内に周知徹底と遵守の推進を図る。また、公益通報として通報相談を受け付ける社内通報窓口を設けている。
- ② 業務執行部門から独立した内部監査室は、当社グループの内部監査を恒常的に実施し、その結果を被監査部門、当社代表取締役及び監査役に報告するとともに、定期的に当社取締役会に報告する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ共通の経営理念に基づき、当社グループの統制環境の整備、啓蒙、各社事業の状況に関する定期的な報告聴取と諸問題についての事前協議を行う。
- ② グループ子会社の経営管理については、グループ子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社に報告を求めることによりこれを行う。
- ③ グループ子会社の活動内容については、当社取締役会において定期的な報告と重要案件の事前協議を実施する。
- ④ 業務執行部門から独立した内部監査室は、グループ子会社の監査役等と連携を取りながら内部監査を実施する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 当社監査役が使用人を求めた場合は、速やかに設置する。当該使用人の指揮命令権は監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない独立性を確保する。
- ② 当該使用人の任命、人事異動等の人事権に関する事項の決定においては、当社監査役の同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある不正の行為、法令及び定款に違反する重大な事実又はその他事実を発見したときには、当該事実

を当社の監査役に報告する。当社グループの取締役及び使用人は、その業務について監査役から説明を求められたときには、速やかに報告する。

- ② 適正な目的に基づき監査役に報告した当社グループの取締役及び使用人は、同報告を理由として不当な取扱いを受けない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査室及び取締役は、監査役と緊密に連携する。
- ② 監査役は、必要に応じ重要な会議体に参加し、監査機能の実効性向上に努める。
- ③ 監査役は、各取締役、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行うとともに、必要に応じて、独自に弁護士等の外部専門家の支援を受けることができる。
- ④ 当社グループ監査役の職務の執行に関して発生する費用等については、各監査役の請求に基づき速やかにこれを支払う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による被害を防止するため、基本方針として、「反社会的勢力との係わりを一切持たない」、「いかなる名目の利益供与を行わない」、「反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は、一切行わず、必要に応じて法的対応を行う」、「反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携すると同時に、組織として対応する」等を定め、適切に対処しております。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当連結会計年度における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役会の開催について

取締役会は22回開催され、法令、定款及びその他社内規程に基づき、経営に関する重要事項の決定を行うほか、取締役の職務遂行の適正性及び効率性を高めるため、各取締役の職務執行状況の報告や経営課題に関する議論等を行いました。また、当社と利害関係を有しない社外取締役が取締役会に出席し、経営に関する幅広い知識・経験を有する人材が経営の専門家として客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役の業務遂行を監督しております。なお、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各部門の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。

② 監査役の職務執行について

監査役会は14回開催され、監査役は監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換等を実施いたしました。また、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は取締役会のみならず、執行役員会等の会議にも必要に応じて出席し、監査役の立場から自由に意見を述べるとともに、取締役の職務執行状況を監査しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室は、監査役会、会計監査人と連携して監査機能の充実に努めております。また、監査役と協議のうえ内部監査計画を作成し、当社グループ各社の業務全般に関し、法令、定款及びその他社内規程等の遵守状況や職務執行手続き等を対象とした内部監査を実施いたしました。なお、監査結果については、代表取締役へ報告するとともに改善指示を各部門に周知し、そのフォローアップを行いました。

④ リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、四半期に一度開催され、リスク管理に関して①リスクに関する情報の収集・分析、②リスクの対応策の検討・決定・実施、③再発防止策の検討・決定・実施、④関係機関との連絡、⑤報道機関への対応、⑥社員の懲戒に係る検討・決定、⑦その他リスクに関すること一般をその役割として、企業リスクの軽減に努めました。

なお、子会社の業務の適正を確保するための体制整備として、内部統制システムに関する基本方針に則り、互いの独立性を保ちつつも、当社グループ全体としての連携を忘れず、常にグループの経営理念と基本戦略に従い、グループ全体の共存共栄を図ることを目的に「関係会社管理規程」を制定し、コーポレートアドミニストレーションユニットを関係会社管理部門として、関係会社管理業務を行っております。

関係会社管理業務の具体的内容は、(1)関係会社の設立、合併、解散、(2)関係会社の株式の取得、処分、(3)関係会社の事業計画、(4)関係会社に対する出資、資金貸付、担保貸与、債務保証、(5)関係会社に対する固定資産の購入、譲渡、貸与、(6)経営分析、業績評価、(7)関係会社の情報管理体制の整備、(8)関係会社のコンプライアンス体制の整備、(9)関係会社の指導、(10)関係会社に対する人事、(11)関係会社との技術支援契約、その他の基本契約の締結及び解除、(12)その他関係会社からの協議事項並びに関係会社の指導、育成上必要と思われる事項、となっております。

また、当社の監査役会は会社の監査に必要な範囲で関係会社に対して事業の経過概要について報告を求めることができ、必要と認めたときは関係会社に対してその業務及び財産の状況を調査することがあります。

連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					非支配株主 持 分	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	133,245	233,349	1,600,884	△134	1,967,344	－	1,967,344
当連結会計年度変動額							
新 株 の 発 行	8,471	8,471			16,943		16,943
親会社株主に帰属する当期純利益			445,412		445,412		445,412
自 己 株 式 の 取 得				△308,114	△308,114		△308,114
連結子会社株式の売却 による持分の増減		2,398			2,398		2,398
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						45,044	45,044
当連結会計年度変動額合計	8,471	10,870	445,412	△308,114	156,640	45,044	201,684
当連結会計年度末残高	141,717	244,219	2,046,296	△308,248	2,123,985	45,044	2,169,029

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4 社

連結子会社の名称 株式会社エーティーエス、株式会社ピー・アール・オー、
株式会社 P.R.O ID、株式会社 CryptoLab

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 2 社

持分法を適用した関連会社の名称 株式会社emotivE、株式会社ねこまた

持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称
該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社ピー・アール・オーの全株式を取得したことに伴い、同社及び同社の子会社 3 社を連結の範囲に含めております。

また、第 4 四半期連結会計期間において、当社の連結子会社である株式会社ピー・アール・オーが、同社の子会社である株式会社ねこまたの全株式を譲渡し、当社はその一部株式を取得したことに伴い、株式会社ねこまたを連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

持分法の適用の範囲の変更

第 4 四半期連結会計期間において、当社の連結子会社である株式会社ピー・アール・オーが、同社の子会社である株式会社ねこまたの全株式を譲渡し、当社はその一部株式を取得したことに伴い、株式会社ねこまたを連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した計算書類を使用しております。

(5) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
株式会社ピー・アール・オー	9月30日
株式会社 P.R.O ID	6月30日
株式会社 CryptoLab	2月28日

連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

(6) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～39年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産、のれんを除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

- ハ. 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- 二. 受注損失引当金 当連結会計年度に着手した受注制作のソフトウェア開発のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しています。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 受注制作のソフトウェア開発

システム開発及びインフラ構築等を行っており、成果物を引き渡す義務を負っております。当該契約については、開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、プロジェクトの見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合によって算定しております。

ロ. サービス提供業務

システム運用支援及び保守サービス等を行っており、役務を提供する義務を負っております。契約期間の経過に応じてサービス提供が行われる取引については、当該サービス提供期間の割合で履行義務を充足していると判断し、期間経過に応じた収益を認識しております。また、時間単位で課金されるサービスの場合には、サービスの提供が完了し、請求が可能となった時点で収益を認識しております。なお、人材紹介サービスの履行義務は、当社グループから顧客へ紹介した人材（紹介者）が顧客に所属した時点において充足すると判断し、当該時点で収益を認識しております。

ハ. ソフトウェアライセンスの提供

自社開発プロダクトや他社ライセンス等の提供を行っており、製品を顧客へ引き渡す義務を負っております。顧客に提供したソフトウェアのライセンスが、ライセンス供与期間にわたり知的財産へアクセスする権利である場合は、契約期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点の知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。当社グループの役割が代理人に該当する取引につきましては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（一定期間にわたり認識する売上）

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (6) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、ソフトウェア開発等の受託業務の売上高については、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、当連結会計年度末時点において進行中のプロジェクトに係る当連結会計年度の売上高は277,602千円であります。

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 算出方法

売上高は履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識され、履行義務の充足に係る進捗度はプロジェクトの見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合によって算定しております。

b. 主要な仮定

履行義務の充足に係る進捗度の算出に用いた主要な仮定は、プロジェクトにおける見積総原価を構成する労務費及び外注費に係る作業工数であり、専門的な知識と経験を有するプロジェクトマネージャーが工数見積りを行っております。

c. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

プロジェクトの見積総原価を構成する労務費及び外注費の作業工数は、受注時及び契約変更時に専門的な知識と経験を有するプロジェクトマネージャーによってプロジェクト計画を策定する際に見積られ、プロジェクト期間を通じてプロジェクトマネージャー及び全社横断型のモニタリング部署が、プロジェクトの品質及び進捗状況と合わせて定期的にモニタリングを実施しております。また、経営管理部が定期的に作業者のアサイン計画と見積総原価を比較し、乖離している案件の検証を行っております。

しかし、各案件は顧客ごとに依頼内容、仕様等が異なることから個別性が強く、また近年のプロジェクトは複雑化、大型化しております。見積総原価は専門的な知識と経験を有するプロジェクトマネージャーが見積りを行い、プロジェクト期間を通じて上記のモニタリングを実施していますが、判断を伴うものであり、見積作業工数の変動により、各連結会計年度の売上計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(ソフトウェアの評価)

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

ソフトウェア	58,262千円
減損損失	21,269千円

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 算出方法

ソフトウェアについて、当社は管理会計上の区分を基礎としてプロダクトごとにグルーピングを行っております。減損の兆候がある資産グループについて、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当社は、当連結会計年度において、当初想定していた収益獲得が見込めなくなったソフトウェアについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

b. 主要な仮定

当該将来キャッシュ・フローの見積りの主要な仮定は、主な個別資産ごとの売上高見込額であります。

c. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの予測は、個別資産ごとの事業計画を基礎として見積ることとしております。個別資産ごとの売上高が事業計画上の計画値を下回った場合、翌連結会計年度において、減損損失を計上する可能性があります。

(のれんの評価)

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	723,066千円
-----	-----------

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 算出方法

のれんについて、当社は減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の可否を判定しています。

減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

b. 主要な仮定

のれんの評価は、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しており、事業計画の主要な仮定は、売上高成長率であります。

c. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

会計上の見積り固有の不確実性からキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りを異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類においてのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社及び連結子会社（株式会社エーティーエス、株式会社ピー・アール・オー）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	2,180,000千円
借入実行残高	940,000千円
差引額	1,240,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

215,872千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 研究開発費の総額

58,492千円

(2) 減損損失

当社グループは、当社に係る次の資産について減損損失21,269千円を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
A R アドバンステクノロジー株式会社 (東京都渋谷区)	事業用資産 (DXソリューション事業)	ソフトウェア (自社開発プロダクト)	21,269千円

当社グループは、原則として事業会社ごとを1つの資産グループとしてグルーピングを行っていることに加え、ソフトウェアについては、個別資産ごとにグルーピングを行っております。ただし、事業の用に供していない遊休資産及び処分予定資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当社は、当初想定していた収益獲得が見込めなくなったソフトウェアについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。当該減少額は、減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した事業用資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額はゼロとして算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,345,320	112,520	－	3,457,840
合計	3,345,320	112,520	－	3,457,840
自己株式				
普通株式	100	200,027	－	200,127
合計	100	200,027	－	200,127

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 112,520株

2. 普通株式の自己株式数の増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

2024年11月15日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 200,000株

単元未満株式の取得による増加 27株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年11月27日 定時株主総会	普通株式	65,154	20	2025年8月31日	2025年11月28日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 96,040株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資資金に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利による借入金は金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、営業部門が経営管理部の協力のもと主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません（（注）1を参照ください。）。

区分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金（※2）	541,449千円	536,643千円	△4,805千円
社債（※3）	50,000千円	50,000千円	－

（※1）「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※3）1年内償還予定の社債を含めております。

（注）1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	50,248千円

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金及び契約資産	2,015,202	－	－	－

3. 長期借入金、社債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	190,321	325,449	25,679	－
社債	20,000	30,000	－	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2025年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（※1）	－	536,643	－	536,643
社債（※2）	－	50,000	－	50,000
負債計	－	586,643	－	586,643

（※1）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※2）1年内償還予定の社債を含めております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及び社債

時価のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	DXソリューション事業
顧客との契約から生じる収益	14,152,706
その他の収益	－
外部顧客への売上高	14,152,706

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (6) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,415,535	1,691,014
契約資産	158,216	324,188
契約負債	10,025	46,274

契約資産は、受注制作のソフトウェア開発案件について進捗率に応じて収益認識したことにより生じた顧客に対する未請求の権利であります。

契約負債は契約に基づいて顧客から受け取った前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。なお、契約負債は収益の認識に伴い取り崩され、当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、すべて当連結会計年度の収益として認識されております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がなく、主に1年内の契約であるため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 651円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 136円07銭 |

10. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ピー・アール・オー

事業の内容 システムインテグレーション事業、デジタルコンテンツ事業、ソリューション事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、2023年6月に上場後、事業成長を実現する経営戦略及び事業計画において、クラウドサービス市場での収益拡大及びデジタル人材獲得・育成による事業ポートフォリオの拡大に取り組んでおり、その選択のひとつとして、M&Aを検討していくこととしておりました。

一方、株式会社ピー・アール・オー（以下、「PRO」）は、Web技術をベースとしたシステムインテグレーション事業に加え、デジタルコンテンツ事業及びソリューション事業を提供することで法人顧客や個人顧客を有していますが、さらなる事業成長のためのパートナーを求めておりました。

今回、PROが当社グループに加わることでクラウドサービス市場での収益拡大、デジタル人材の獲得・育成、新たな販路獲得という点においてグループとしてのシナジーが見込まれることから、本株式取得の決定に至りました。

(3) 企業結合日

2024年11月29日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価としてPROの全株式を取得したためであります。

2. 当連結会計年度に連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年10月1日から2025年6月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	427,454千円
取得原価		427,454千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 35,873千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

781,693千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに償却期間

顧客関連資産 158,487千円（償却期間14年）

11. 重要な後発事象に関する注記

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、2025年9月24日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割により株式1株当たりの投資金額を引き下げ、株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年11月30日（日）（実質的には2025年11月28日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 3,457,840株

株式分割により増加する株式数 6,915,680株

株式分割後の発行済株式総数 10,373,520株

株式分割後の発行可能株式総数 38,676,000株

（注）上記の発行済株式総数は2025年8月31日現在の情報に基づいておりますが、株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使等により株式数が増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日	2025年11月14日（金）
基準日	2025年11月30日（日）（実質的には2025年11月28日（金））
効力発生日	2025年12月1日（月）

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年8月31日)
1株当たり純資産額	217.33円

	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり当期純利益	45.36円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	43.81円

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款第5条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

現行定款	変更後定款
第5条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>12,892,000</u> 株とする。	第5条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>38,676,000</u> 株とする。

(3) 定款変更の日程

効力の発生日	2025年12月1日（月）
--------	---------------

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2025年12月1日の効力発生日と同時に新株予約権の1株当たり行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	83円	28円
第2回新株予約権	83円	28円
第4回新株予約権	525円	175円

(持分法適用関連会社の異動)

当社は、2025年9月29日付で、関連会社株式会社emotiveEの全株式を譲渡いたしました。これにより、株式会社emotiveEは当社の持分法適用の範囲から除外されました。

12. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

比率については表示単位未満の端数がある場合にはこれを四捨五入しております。

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	133,245	63,229	175,119	238,349	1,436,743	1,436,743	△134	1,808,204	1,808,204
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	8,471	8,471		8,471				16,943	16,943
当 期 純 利 益					485,847	485,847		485,847	485,847
自 己 株 式 の 取 得							△308,114	△308,114	△308,114
当 期 変 動 額 合 計	8,471	8,471	－	8,471	485,847	485,847	△308,114	194,676	194,676
当 期 末 残 高	141,717	71,701	175,119	246,821	1,922,591	1,922,591	△308,248	2,002,880	2,002,880

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～39年
工具、器具及び備品	2年～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

- ③ 受注損失引当金

当事業年度に着手した受注制作のソフトウェア開発のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 受注制作のソフトウェア開発

システム開発及びインフラ構築等を行っており、成果物を引き渡す義務を負っております。当該契約については、開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、プロジェクト

の見積総原価に対する事業年度末までの発生原価の割合によって算定しております。

ロ. サービス提供業務

システム運用支援及び保守サービス等を行っており、役務を提供する義務を負っております。契約期間の経過に応じてサービス提供が行われる取引については、当該サービス提供期間の割合で履行義務を充足していると判断し、期間経過に応じた収益を認識しております。また、時間単位で課金されるサービスの場合には、サービスの提供が完了し、請求が可能となった時点で収益を認識しております。

ハ. ソフトウェアライセンスの提供

自社開発プロダクトや他社ライセンス等の提供を行っており、製品を顧客へ引き渡す義務を負っております。顧客に提供したソフトウェアのライセンスが、ライセンス供与期間にわたり知的財産へアクセスする権利である場合は、契約期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点の知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。当社の役割が代理人に該当する取引につきましては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（一定期間にわたり認識する売上）

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、ソフトウェア開発等の受託業務の売上高については、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、当事業年度末時点において進行中のプロジェクトに係る当事業年度の売上高は259,392千円であります。

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(ソフトウェアの評価)

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア	62,487千円
減損損失	21,269千円

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	1,800,000千円
借入実行残高	940,000千円
差引額	860,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 189,713千円

(3) 関係会社に対する金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	220千円
短期金銭債務	91,226千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 研究開発費の総額 58,492千円

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	16,493千円
売上原価	319,138千円
販売費及び一般管理費	279,548千円

営業取引以外の取引高

経営指導料収入	87,450千円
---------	----------

(3) 関係会社株式評価損

当事業年度において持分法適用関連会社である株式会社emotiveEの株式に係る評価損76,023千円を特別損失に計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

200,127株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用

103,398千円

未払寄付金

3,940千円

未払事業税

18,089千円

未払事業所税

3,032千円

貸倒引当金

11,879千円

減損損失

6,378千円

関係会社株式評価損

47,583千円

敷金償却額

2,097千円

フリーレント賃借料

9,427千円

その他

5,343千円

繰延税金資産小計

211,169千円

評価性引当額

△ 43,581千円

繰延税金資産合計

167,588千円

(2) 法人税の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	株 式 会 社 エーティーエス	所有 直接 100.0%	役員の兼務、 出 向 者 の 派 遣、開発業務 等の受託、開 発業務等の委 託、経営指導 及び業務の受 託等、事務所 の同居	出向料の受 取り (注) 1	184,642	－	－
				開発業務等 の受託 (注) 2	3,200	－	－
				開発業務等 の委託 (注) 2	425,849	未 払 金	15,985
				経営指導及 び業務の受 託等 (注) 3	85,500	－	－
子 会 社	株 式 会 社 ピー・アール・オー	所有 直接 100.0%	役員の兼務、 人材派遣の受 入れ、開発業 務等の委託、 経営指導及び 業務の受託等	株式譲受代 金 (注) 4	15,126	－	－
				開発業務等 の委託 (注) 2	146,572	買 掛 金	60,819

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 出向者の派遣による出向料は、出向先の給与を基準に双方協議のうえ、決定しております。
2. 開発業務等の委託及び受託の対価については、一般取引条件と同様に市場価格等を勘案し、交渉のうえ決定しております。
3. 経営指導及び業務の受託等の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
4. 株式会社ピー・アール・オーが保有する関連会社である株式会社ねこまたの株式の一部を譲受したものであります。株式譲受価格については取引直前の同社株式の帳簿価額を勘案して決定しております。

(2)役員

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役 員	武 内 寿 憲	被所有 直接 0.92%	当社代表取締役社長	自己株式の 取得 (注)	61,050	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 自己株式の取得については、2024年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年11月20日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は取引日前日の終値によるものであります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	614円81銭
(2) 1株当たり当期純利益	148円43銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「11.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

比率については表示単位未満の端数がある場合にはこれを四捨五入しております。